

通学用自転車等使用許可申請書

学籍番号		学生氏名	印
保証人氏名	印		

自 転 車	メーカー				
	名称				
	色				
	自転車防犯 登録番号	区市町村名		登録番号	

原 動 機 付 自 転 車	メーカー						
	名称						
	色						
	車台番号						
	ナンバー						
	保険証明書番号	自動車損害賠償責任保険証明書					
	保 險 期 間	年	月	日	～	年	月

※ 自賠責保険証と免許証のコピーも添付してください。

〈学生支援センター使用欄〉

許可証 受け渡し	許可証ナンバー	
☐		A
☐		B



二輪車を利用する学生の皆さんへ



■ 自転車・バイクでの通学について

本学では、事情により通学に自転車等の使用を希望する場合は、「通学用自転車等使用規程」によって定められた手続きを経て、通学許可を受けなければなりません。通学許可の対象になるのは、自転車と原動機付自転車(50cc バイク)のみです。

排気量 51cc 以上の自動二輪車での通学はできません。

なお、許可を受けていない自転車等を使用して通学することもできませんので注意してください。

また、以下にあげた注意事項に従わない場合には通学許可を取り消します。

許可期限

☆原動機付自転車は1年限りです。次年度も継続の場合は、年度初めに申請をする必要があります。

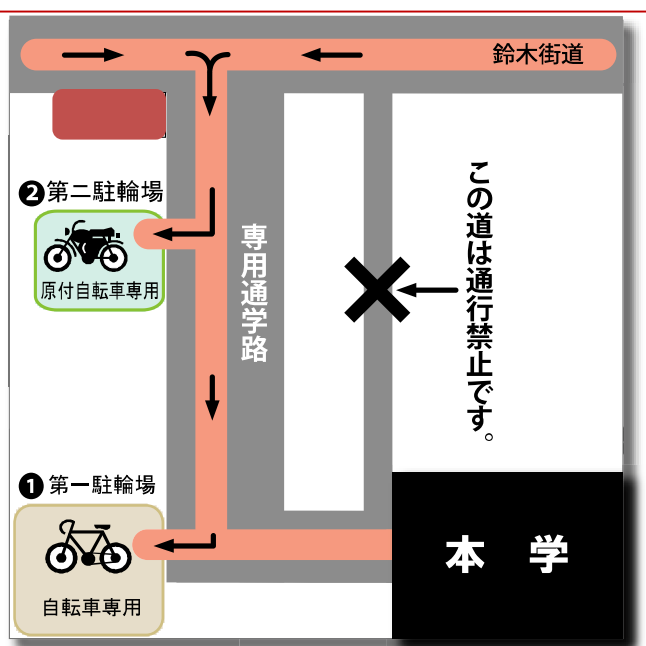
☆自転車は、申請の更新は不要

- 受付場所： 学生支援センター
- 原動機付自転車(50ccまで)の申請には、自賠責保険加入の契約書及び運転免許証の写しが必要です。

※申請をせずに、二輪車通学をすることは、固く禁止します。学研災保険対象外になる場合があります。

< 注意事項 >

1. 専用通学路上では、歩行者の安全を最優先にし、特に子供やお年寄りが通行している場合には、一時停止をするなど通行者に配慮する。
2. 原動機付自転車で通学する場合、専用通学路上ではエンジンを止め、第二駐輪場に駐輪をする。
3. 自転車は必ず第一駐輪場に駐車し、路上駐車はしない。
4. 専用通学路を自転車で走行する際は、制限速度(通学路内＝時速 10km)を厳守する。
5. 専用通学路上で、自転車の並列走行はしない。
6. 自転車は駐輪中鍵を必ずかけ、盗難予防に心掛けること。簡単に外れる鍵はなるべく避ける。
7. 原動機付自転車は違法な改造をしない。
8. その他、大学の指示に従う。



■ 自動車通学の禁止

本学キャンパス内には数台分の搬入用スペースしかありません。このため、学生の皆さんが自動車で通学することを認めていません。大学周辺での路上駐車及びファミリーレストランの駐車場や月極め駐車場への無断駐車等といった行為は、近隣住民の方々に多大な迷惑をかけることになるばかりか、所轄の小平警察署からも違法駐車に対して厳しく処断するとの通告がなされております。

従って、学生の皆さんには自動車通学をしないことを強く求めます。

通行禁止 区間は
自転車に限らず、歩行者も対象です。
ご協力をお願いいたします。